

≪益城町の就学援助制度について≫

益城町教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、就学援助を実施しております。

1. 就学援助とは
- 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して援助されるものです。
2. 就学援助の対象者
- 益城町に住所を有し、益城町教育委員会が定める認定基準(裏面参照)に該当する児童生徒の保護者です。ただし、申請後の審査で認定基準に該当しなかった場合は、非該当(却下)となります。

3. 令和8年度 申請期間

	対象世帯	受付開始時期
【当初申請】	・新1年生のいる世帯	令和7年11月上旬
	・在校生のみの世帯	令和8年1月下旬
【随時申請】	・申請理由に該当することとなった場合 (転入や何らかの事情で経済状態が悪くなった場合など)	令和8年4月上旬

4. 提出書類

就学援助を申請する場合は、以下の書類を学校に提出してください。

- ①令和8年度就学援助申請書
- (ペン書きで記入・捺印をお願いします。振込口座は申請者名義の口座をお願いします。)
- ②公的証明書の写し(A4サイズ)(裏面の認定の基準(2)～(6)に該当する方)
- ③通帳の写し(または口座情報が確認できるものの写し)(A4サイズ)

5. 注意事項

- (1)認否の決定については、令和8年7月上旬に通知します。
- (2)前年度に就学援助を受けていた方で、引き続き希望する場合でも、新たに申請が必要です。
- (3)小学校、中学校いずれも申請される場合、申請者名と振込口座は揃えてください。
- (4)証明書等の添付が遅れる場合は、申請書を先に提出してください。証明書等の交付を待つて申請書を提出すると認定日が遅くなる場合があります。
- (5)「2. 申請理由 (7)経済的な理由により児童生徒の就学が困難」での申請の場合
- ・申請書裏面「4申請理由記入欄」を記入してください。
- ・生計を同一にしている世帯全員の所得を基に審査を行います。住民登録のうえでは世帯分離をしている場合であっても、生計を同一にしているとみなされる場合(家賃・光熱費等が世帯別に支払われていない等)は、所得審査の対象になります。
- ・所得審査は、令和7年(2025年)の所得を基に審査を行います。
- (6)私立の学校へ進学する場合は、益城町の就学援助制度は適用されません。
- (7)令和8年2月13日までに学校へ提出してください。

6. 就学援助費の種類と対象者

援助の種類(費目)	対 象 者	支給時期(予定)
新入学児童生徒学用品費	新小学1年生及び新中学1年生で 令和8年4月末日までに申請した者	1学期末:令和8年7月中旬 (入学前:令和8年3月中旬)
学用品費等	全学年	各学期末ごろ(年3回)
修学旅行費	小学6年生及び中学2年生で修学旅行に参加した者	精算後1～2ヵ月
学校給食費	全学年	各学期末ごろ(年3回)

- ※入学前に支給する新入学児童生徒学用品費等について
- ・令和8年1月16日までに申請し認定された場合、令和8年3月中旬に支給されます。但し、支給後、益城町立の小中学校へ入学することなく町外への転出をした場合は、返納が生じます。
- ・「2. 申請理由 (7)経済的な理由により児童生徒の就学が困難」での申請の場合、所得審査は、令和6年(2024年)の所得を基に審査を行います。(入学前の支給に限る。)
- ※区域外就学をしている児童生徒(住民票が益城町外にある児童生徒で益城町立の小中学校に就学する場合)については、原則学校給食費のみ支給対象となります。学校給食費以外の費目については、住民票上の居住地から支給される場合がありますので、居住地の教育委員会へご相談ください。

認 定 の 基 準

1. 前年度又は当該年度にいずれかの措置を受けた方(公的証明書の写しの添付が必要です。)

	必要な公的証明書
(1) 現に生活保護を受けている。	
(2) 生活保護法に基づく保護の停止・廃止を受けた。	保護廃止決定通知書
(3) 国民年金法に基づく国民年金の保険料の減免を受けている。	国民年金保険料免除申請承認通知書等 〈注意〉 ・申請者氏名が確認できるように添付してください。
(4) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書 〈注意〉 ・特別児童扶養手当は該当しません。 ・失効済みの証書は受理できません。有効期限をご確認ください。
(5) 生活福祉資金(修学資金)による貸付を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書
(6) 保護者が、日雇労働又は職業安定所登録日雇労働をしている。	日雇労働被保険者手帳

2. 1以外の事情の方

(7) 経済的な理由により児童生徒の就学が困難である。	左記申請理由については、申請書裏面「4申請理由記入欄」を記入してください。また、世帯全体の所得による審査をおこないます。
-----------------------------	--

3. 所得審査について(申請理由(7)のみ)

- ・所得審査は、生計を同一にしている世帯全員の所得について審査を行います。
- ・住民登録のうえでは世帯分離をしている場合であっても、生計を同一にしているとみなされる場合(家賃・光熱費等が世帯別に支払われていない等)は、所得審査の対象になります。
- ・審査に必要な所得情報が確認できない場合、「所得・課税証明書」等の提出をお願いする場合があります。

申請用紙は学校にあります。必要な方は担任又は事務室まで連絡してください。

※提出期限 令和8年2月13日までに学校へ提出

別記第1号様式（第5条関係）

令和8年度就学援助申請書

益城町教育委員会 様
(提出先：学校へ)

令和 年 月 日

現住所 益城町

住民票上の住所 益城町

申請者（保護者）氏名 印

電話番号 () -

就学援助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、就学援助（準要保護）の申し込みにあたり、教育委員会が私の世帯全員の前年度課税内容及び住民記録について調査することに同意します。

また、就学援助の認定を受けた場合、就学援助費の受領及び執行について学校長に委任します。

(児童生徒氏名) 令和8年度に広安小学校に在籍する者及び入学予定者をすべて記入してください。

ふりがな 児童生徒氏名	学年 (令和8年4月現在)	ふりがな 児童生徒氏名	学年 (令和8年4月現在)
	年		年
	年		年
	年		年
	年		年

1 希望援助費目（希望する項目に✓を記入してください）

☐ 全費目

☐ 給食費のみ

☐ 修学旅行費のみ

※保護者の希望により、一部についてだけ援助を受けることもできます。(給食費や修学旅行費だけ援助を受けることもできます。)

2 申請理由

令和7年度又は令和8年度に次のいずれかの措置を受け、就学援助を希望する場合は、該当する番号を○で囲み、**関係書類の写し(A4サイズ)を必ず添付してください。**

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| (1) 現に生活保護を受けている。 | (保護廃止決定通知書の写し) |
| (2) 生活保護法に基づく保護の停止・廃止を受けた。 | (国民年金保険料免除申請承認通知書等の写し) |
| (3) 国民年金法に基づく国民年金の保険料の減免を受けている。 | (児童扶養手当証書の写し) |
| (4) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。 | (生活福祉資金貸付決定通知書の写し) |
| (5) 生活福祉資金(修学資金)による貸付を受けている。 | (日雇労働被保険者手帳の写し) |
| (6) 保護者が、日雇労働又は職業安定所登録日雇労働をしている。 | |

上記の(1)～(6)に該当しない方

(7) 経済的な理由により児童生徒の就学が困難である。

※(7)に該当する場合、申請理由を裏面の「4 申請理由記入欄」に記入してください。また、世帯全体の所得による審査をおこないます。

※裏面もご記入ください。

3 家庭の状況

住民票が別世帯でも実際に同居している場合は記入してください。

申請児童生徒も記入してください。

氏 名	世帯主との続柄	生 年 月 日	同居 別居	勤労の有無（会社名）又は学校名（学年）等	健康状態
	世帯主	. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良
		. .	同・別		良・不良

4 申請理由記入欄（表面の申請理由が（7）に該当するときに記入してください。）

就学援助が必要な理由を具体的に記入してください（世帯の経済状況、就労状況、前年と比べて変わった点等）。

※1 申請時に、解雇、倒産等により無職の方や収入がない方は、現在、どのようにして生活しているかについて必ずご記入ください（預貯金、年金、仕送り等）。

※2 主たる生計者の事故、病気等により申請される場合は、支出状況についてご記入ください。

5 振込口座

申請者名義の預金口座へ振り込みますので通帳（表紙の裏）の写し（A4サイズ）を添付してください。

※口座番号、名義人がはっきり見えるものを添付してください。

金融機関名	店 名	店番号	口座番号（普・当）	フリガナ
	支店			名義人